

## 14. 様式集

# 14-1 被害概況即報

## 第4号様式（その1）

（被害状況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

- (注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。
- (注) この様式は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官）に定める第4号様式（その1）である。

黒部市地域防災計画

14-2 被害程度の判断基準等（被害報告）

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療ができる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。）
	全壊 (全焼) (流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう、「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

被害区分		判定基準	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度の水につかったものとする。
	畑	流出・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。	
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。		

被害区分		判定基準
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生	建物 危険物 その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
罹災者	罹災世帯数	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者数	罹災世帯の構成員とする。
災害の態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が 20 分の 1 以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

被害区分		判定基準
被害金額	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

- (注) 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があったものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価格又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		区分		被害	被害	区分	被害	区分	被害	区分	被害	被災	被災	被害	被災	被害	被災	被害	被災																				
災害名	報告番号	災害名	報告番号	被災者	被災者	流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	学	病	道	橋	河	港	砂	清	崖	鉄	被	水	電	電	ガ	プ	心	急	対	策	の	状	況	消防機関の活動状況	自衛隊の災害派遣	その他				
																																				死亡	重傷	軽傷	全壊
災害名	報告番号	災害名	報告番号	被災者	被災者	流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	学	病	道	橋	河	港	砂	清	崖	鉄	被	水	電	電	ガ	プ	心	急	対	策	の	状	況	消防機関の活動状況	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。  
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。  
 ※3 この様式は、火災・災害等即報要領（昭和59年消防法第267号消防庁長官）に定める第4号様式（その2）である。

### 14-3 自衛隊派遣要請依頼

第 号  
年 月 日

(富山県知事) 様

黒部市長

印

#### 自衛隊の災害派遣要請依頼について

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

#### 記

#### 1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣区域

(2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項



14-4 自衛隊撤収要請依頼

第 号  
年 月 日

富山県知事 様

黒部市長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請依頼日時  
年 月 日 時 分
- 2 派遣要請依頼日時  
年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容



14-6 罹災証明申請書

罹災証明申請書

(あて先) 黒部市長

年 月 日

【個人、事務所、両用】

申請者	住 所	TEL		
	氏 名	⑩		
事業所	所 在			
	事業所名	⑩		
罹災日時	<p style="text-align: center;">午前</p> <p style="text-align: center;">時 分 ごろ</p> <p style="text-align: center;">午後</p>			
罹災場所				
使用目的				
証明書の提出先				
申請通数	個人		事業所	
主管課名				

## 罹災証明書

世帯主住所		
世帯主氏名		
世帯構成員	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水・床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
人的被害	<input type="checkbox"/> 死亡( 名) <input type="checkbox"/> 行方不明( 名) <input type="checkbox"/> 重傷( 名) <input type="checkbox"/> 軽傷( 名)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

黒部市長

14-8 被災者台帳

氏名	生年月日	性別	住所又は居所	住家等の被害状況	援護の実施の状況	要配慮者 (該当は○)	要配慮者に 該当する事由